

参考資料

2004年6月15日

技術標準に対する裁定実施権の適用

1. はじめに
 2. 考える対応策と現状
 3. 裁定実施権適用の前提条件
 4. 裁定実施権適用の提案
 5. 消極論に対する意見
 6. 結論
- 付属資料: ケーススタディ (1) ～ (4)

三菱電機株式会社
加藤 恒

1. はじめに

(1) 裁定実施権の意義

- ・古典的：特許権の独占排他性から生ずる弊害防止
(パリ条約5条)
- ・現代的：累積的技術革新の促進¹⁾のためには、
最低限の制約必要

(2) 「情報通信」技術標準の問題点

- ・特許の重畳化 (積上げロイヤリティ)
- ・RAND²⁾宣言の不明確性 (合理的とは何か)
- ・ネットワーク外部性³⁾の顕著化 (技術標準の増殖効果)

1) 「アンチコモنزの悲劇？—知識の私有化の光と影—」経済産業研究所・中山一郎

2) Reasonable And Nondiscriminatory Conditionの略 (技術標準では殆どこれが選択される)

3) ある製品のユーザー数増加に伴いその利用価値が高まること

2. 考える対応策と現状

(1) パテントプール

- ・成功例はあるが (MPEG2)、プールへの参加は任意が原則 (アウトサイダーを完全に排除できない)
- ・NAP条項⁴⁾の終焉 (ソフトウェア特許のプロパテント化の虞れ)

(2) 独占禁止法アプローチの困難性

- ・エッセンシャルファシリティ理論⁵⁾の取扱い (公取委改正案)

(3) 強制実施権の認識変化⁶⁾ (2001年～)

- ・南ア、ブラジルのエイズ治療薬係争の実質的勝利
- ・米国の炭そ菌事件
- ・ドーハ宣言

4) Non Assertion Provision 権利不主張条項 (マイクロソフトのOS契約で多用された)

5) 標準に必須の特許を取引拒絶することは、不可欠施設の不当な支配にあたり独占禁止法違反となるという考え方

6) タブーからいかなる条件なら許されるかの問題への変化

3. 裁定実施権適用の前提条件

(1) 多角的アプローチの1選択肢

・独占禁止法との調整は必要

(2) RAND条件の具体的判断

・実質的拒否や商業的实施が困難になるような高ロイヤリティが問題

(3) TRIPS協定(31条等⁷⁾)の遵守

(4) 「広く利用される⁸⁾」技術標準を対象とする

7) グラウンドアプローチではなく、コンディショナルアプローチが採用された

8) 社会的インフラを構成するような技術をいう

4. 裁定実施権適用の提案

(1) 考え方

累積的技術革新の促進 (特1条) に必要かつ合理的理由がある場合、最低限の制約として行政介入すべき

(2) 提案の内容

- ・ **広く利用される技術標準⁹⁾は、裁定実施権の対象となることを明確化する (条文改正または運用要領改訂)**
- ・ **競争政策との整合性は必要 (JEITA案¹⁰⁾のように、公正取引委員会の意見聴取機会を確保する等)**
- ・ **パテントプールとの関係を考慮する (技術標準におけるRAND条件が問題となる場合その実施料設定に関与できること¹¹⁾、集合ライセンスの条件も裁定対象になり得ること¹²⁾)**

9) 世界統一が指向された移動体通信規格 (携帯電話) や次世代デジタルTV放送規格等を想定

10) 通常実施権の設定または対価の裁定にあたり、公正取引委員会の意見を聴くことができる

11) 標準化団体が裁定の利用を求めることができるようにする案がある (AIPPI2000, Vol.45 No.11)

12) プールの実施料条件自体が高すぎて、商業化に困難を来たしている場合など

5. 消極論に対する意見

(1) 日本のみ適用可能にしても意味がないのではないか

・広く利用される技術標準は、国際規格を受けて国内規格化される (国内規格特許についてRAND宣言される)

ので、それに対する歯止めとなる

→リーディングケースの形成効果が期待できる

(2) 開発途上国を利することになるのではないか

・仮に日本や他の先進国が適用しなくても、開発途上国は独自の対策を講ずることは明らか (中国における独自国内規格化の動き¹³⁾)

¹³⁾日本のDVD (フォーラム規格) に対する通称EVD規格が構想されている

6. 結論

- (1) 広く利用される技術標準を裁定実施権の対象となり得ることを明確化すべきである**
- (2) これにより「適正な」プロパテントの推進に寄与できる**

以上

＜仮に商業的合理的料率が5%のとき＞

ケース1

特許権者 甲

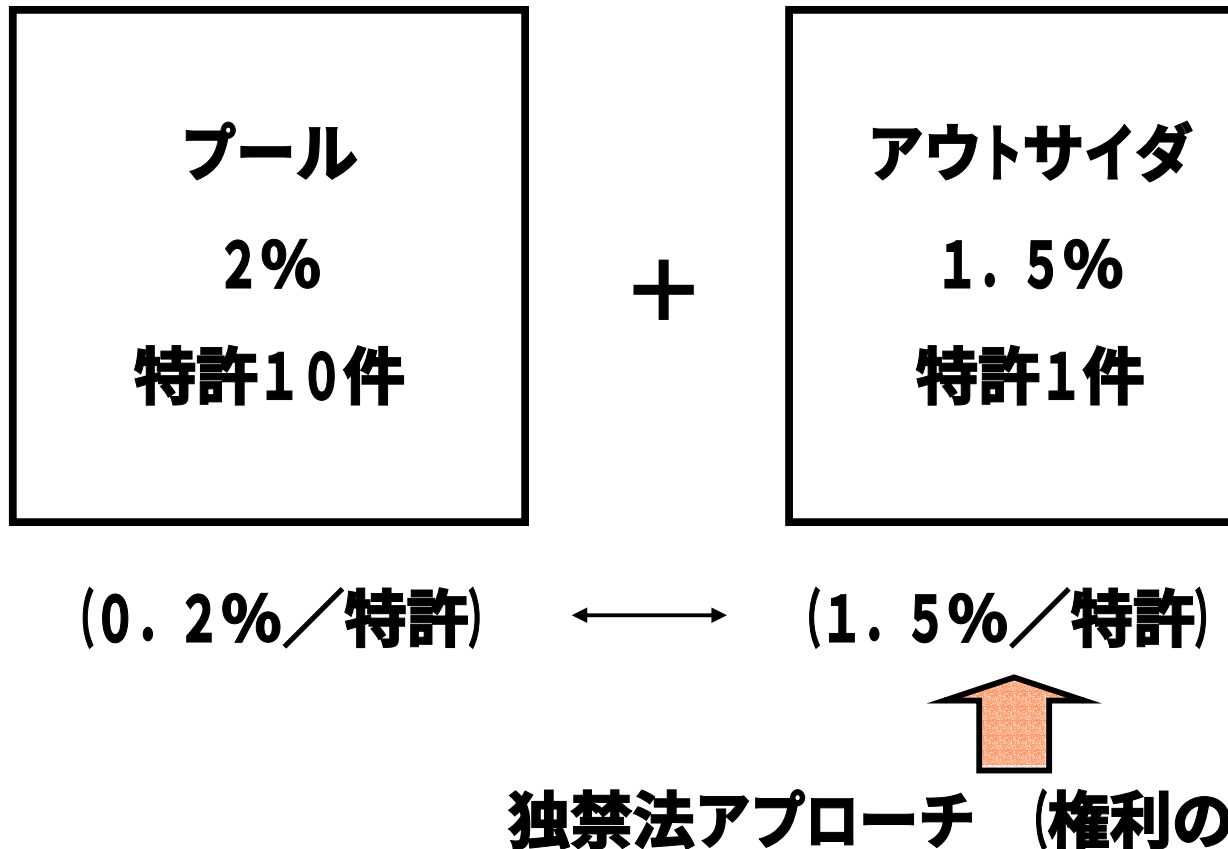
8%

特許10件

- ・独禁法アプローチ（実質的不許諾） または
- ・特許法アプローチ（裁定実施権）

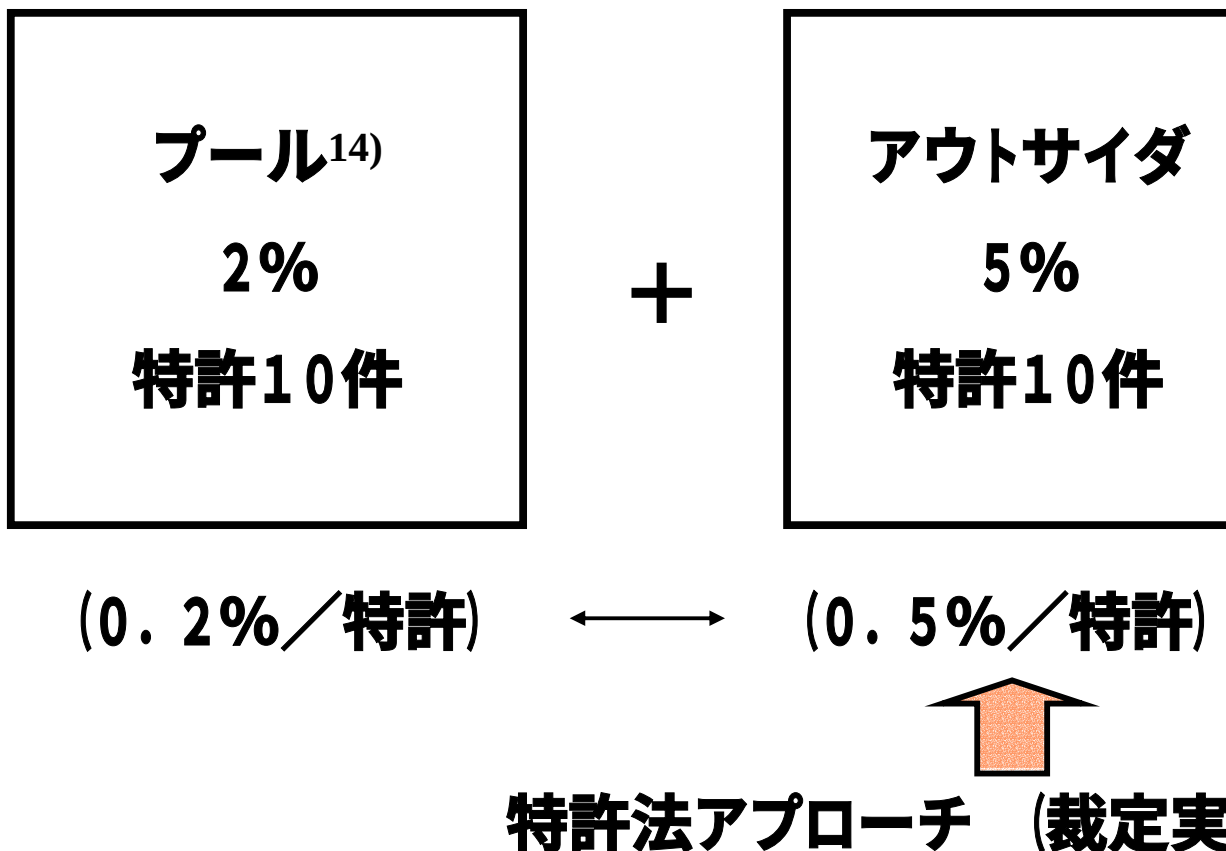
＜仮に商業的合理的料率が5%のとき＞

ケース2



＜仮に商業的合理的料率が5%のとき＞

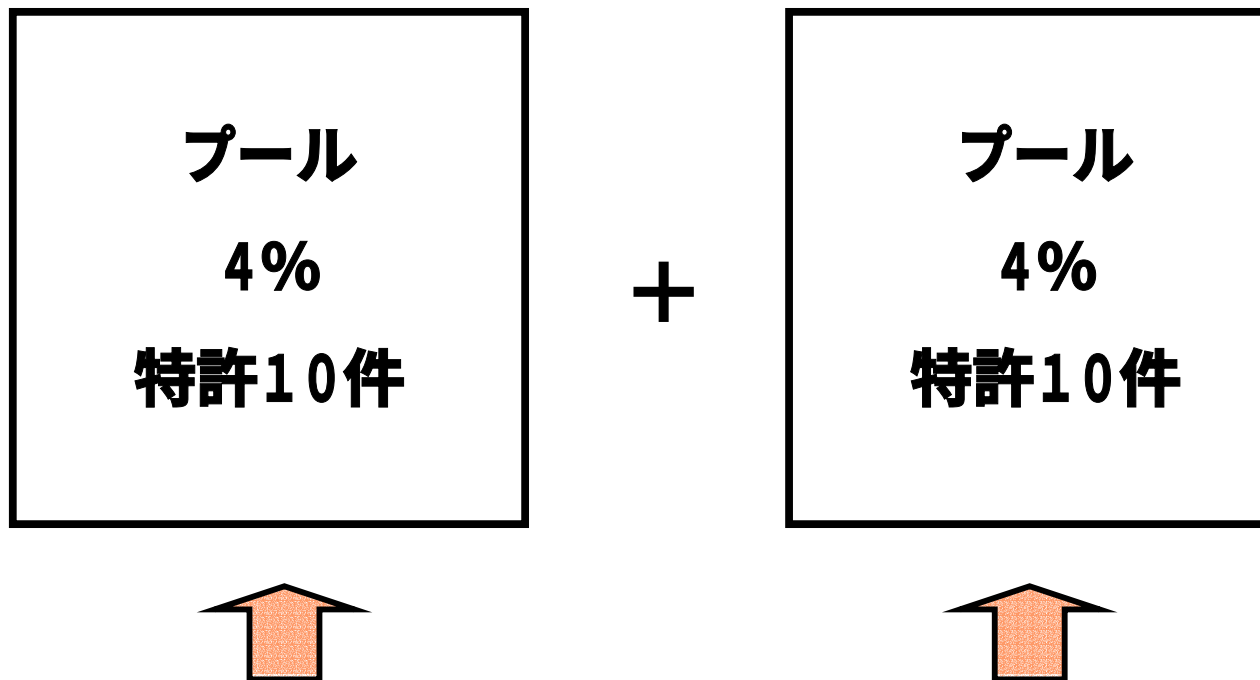
ケース3



14)ここでいうプールには、事実上の料率限度が形成されている場合を含む

＜仮に商業的合理的料率が5%のとき＞

ケース4



特許法アプローチ (裁定実施権)